### 入札参加資格審査申請の受付について (お知らせ)

総務部 契約検査室

和泉市では、令和8・9年度(有効期間:令和8年6月1日~令和10年5月31日)の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給・役務提供他の入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。

特にご留意いただきたい、前回からの主な変更点については、黄色で着色していますので、ご確認ください。

記

#### 1.申請用紙

令和7年12月17日(水)から、本市ホームページよりダウンロードできます。 なお、総務部契約検査室の窓口でも配布します。

## 2. 申請の時期等

(1) 市内業者及び準市内業者

(本市に本店のある業者及び本市に支店又は営業所のある業者)

●申請日時 令和8年1月26日(月)から令和8年2月10日(火)まで

●申請方法 郵送受付のみ。(当日消印有効)

「一般書留」、「簡易書留」または「レターパックプラス(赤色)」により郵送してください。

(\*窓口での受付は行いません。ご注意ください。)

●送付先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所契約検査室 入札参加資格審査申請係

### (2) 市外業者

●申請日時 令和8年1月8日(木)から令和8年1月23日(金)まで

●申請方法 郵送受付のみ。(当日消印有効)

「一般書留」、「簡易書留」または「レターパックプラス(赤色)」により郵送してください。

(\*窓口での受付は行いません。ご注意ください。)

●送付先 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所契約検査室 入札参加資格審査申請係

※期限後は、受付できませんので、必ず期限内に手続きをしてください

#### 3.提出書類

独自様式及び補足書類

詳細は、令和8・9年度 入札参加資格審査申請の配布書類に記載。

(令和7年12月17日(水)から、本市ホームページよりダウンロードできます。)

### 4. 資格要件

次の各号の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者。

市内・準市内業者については、本市の市税を滞納していないこと。

- (3) 申請日時点において2年以上その事業を営んでいる者で、法令上必要とする免許・許可・認可・届出等を受けている者。
- (4) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく 許可を受けている者。また、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事 項審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値(P 点)(以下「総合評定値(P点)」という。) の通知を受けている者。

市外業者で希望業種が「土木一式」「建築一式」の場合、希望業種の総合評定値(P 点)が1,000点以上であること。

- (5) 建設工事については、以下に定める届出の義務を履行している建設業者であること。 (ただし、当該届出の義務がない者を除く。)
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (6) 建設工事については、電子入札に参加するためのパソコンやインターネット環境 及び「電子証明書(ICカード)」を所有していること(令和8・9年度からは、 市内・準市内業者だけでなく、市外業者についても必要です)。
  - ※IC カードについて

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカードをいう。電子的な証明書を格納しており、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(7) 測量・建設コンサルタント等については、法令上必要とする登録を受けている者。 契約検査室が発注する業務委託(工事関連の設計業務、監理業務、施工管理業務 等)の入札参加を希望する者は、電子入札に参加するためのパソコンやインター ネット環境及び「電子証明書(ICカード)」を所有していること。

#### 5. 留意事項

### (1) 有効期間について

令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間。

(ただし、<u>指名通知日(公募型指名競争入札の場合は公表日、制限付一般競争入札</u> <u>の場合は公告日)</u>が令和8年5月31日までの案件については、令和6・7年度 の有資格業者で行います。)

### (2) 実態調査について

和泉市建設工事に係る市内業者・準市内業者の認定基準第4条及び和泉市物品供給、役務提供他及び測量・建設コンサルタント等に係る市内業者・準市内業者の認定基準第4条に基づき、契約検査室職員が実態調査を行う場合があります。

### 6. 電子入札について

令和8年6月以降に公告する、制限付一般競争入札及び市外業者を対象とする指名競争入札(ただし、契約検査室発注案件に限る。)において電子入札を導入します。このことに伴い、令和8年6月以降の建設工事関連の入札方式は下記のとおりとなります。なお、物品供給・役務提供他の入札及び契約検査室以外が行う入札は、電子入札では実施しません。

また、令和8年2月から3月頃にテスト入札の実施を予定しています。詳細については、市ホームページにて後日お知らせします。

# 建設工事に係る入札方式(契約検査室発注案件に限る)

建設工事	入札方式	市内·準市内業	市外業者
		者	
	公募型指名競争入札	電子入札	_
	指名競争入札	電子入札	電子入札
	制限付一般競争入札	電子入札	電子入札
	(特別簡易型総合評		
	価落札方式を含む)		
建設工事に係	指名競争入札	電子入札	
る業務委託			

#### 7. 建設工事(市内・準市内業者)について

- (1) 希望業種についての注意事項
  - ・希望業種の第一希望・第二希望の組み合わせに制限はありません。
  - ・希望業種の有効期間中の変更はできません(第一希望、第二希望の変更含む)。
  - ・等級格付を行う業種は、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「造園」「舗装」の 6業種です。
  - ・指名通知日(公募型指名競争入札の場合は公表日、制限付一般競争入札の場合は 公告日)が令和8年4月から5月末の案件については、令和6・7年度の登録業 者で「令和7年度業種別の等級格付及び工事設計金額表」に基づき実施します。 等級格付の詳細については、市ホームページで確認願います。

(各種要綱等について「和泉市建設工事業者格付要綱」)

### (2) 主任技術者及び現場代理人配置の緩和について

本市が発注する建設工事のうち、当初設計金額(税込) 4,500万円未満の案件については、原則2件まで兼任を可能としています。

詳細については、市ホームページで確認願います。(入札・契約制度等の見直しについて「(お知らせ) 主任技術者及び現場代理人の兼任等に係る取扱いについて」)

# (3) 業者選定について

公共工事の適正な施工及び経営事項審査の公正な審査の確保のため、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「造園」「舗装」の6業種以外の専門業種(とび・土工・コンクリート、防水、消防施設等)の工事については、その専門業種の登録業者(第一希望及び第二希望業種)から優先的に選定します。

優先選定の基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

登録業種の市内業者→登録業種の準市内業者→登録業種の市外業者→登録業種以外の市内業者→登録業種以外の準市内業者→登録業種以外の市外業者

上記に関わらず、解体工事及びガス管のみ改修工事については、下記のとおり取り扱います。

### 【解体工事】

建築一式又は土木一式で等級格付け<mark>(第一希望業種)</mark>されており、かつ、「解体工事業」の建設業許可と総合評定値(P点)を有する業者を対象とします。申請できる案件は、設計金額及び等級格付けに応じて決定されます。

#### 【ガス管のみ改修工事】

発注がある場合は、建設工事で希望業種を「管」で登録する業者(第一希望及び第二希望業種)のうち、ガス管のみ改修工事の入札参加を希望する市内・準市内業者から選定します。入札参加希望確認書提出後の希望内容の変更については、随時受付します。

#### (4) 技術者の届出について

- ・市に登録しようとする技術者については、工種毎に資格者証明書又は実務経験証明書の提出が必要です。また、営業所専任技術者については、その証明として、専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の提出が必要です。(詳細は令和8・9年度入札参加資格審査申請の配布書類に記載。)
- ・技術者登録においては、雇用関係書類の提出が必須となります。健康保険被保険 者証による確認はできませんので、ご留意ください。(詳細は令和8・9年度 入札 参加資格審査申請の配布書類に記載。)

### (5)公募型指名競争入札の取り抜けについて

同日に同一業種で複数の案件の入札があった場合について、取り抜け方式を採用しています。詳細は市ホームページで確認願います。

(入札・契約制度等の見直しについて「公募型指名競争入札における取抜け方式 の見直しについて」)

### (6) 準市内業者の受注可能件数について

公募型指名競争入札において、準市内業者の年間受注件数(6月1日から翌年5月31日まで)は各等級区分につき1件までです。ただし、各等級区分で格付けされた登録業者数が20者に満たない等級区分については、受注件数に制限はありません。

#### (7) 市内一円維持工事(単価契約) について

「土木一式」又は「舗装」を第一希望として登録しており、市内一円維持工事(単価契約)への入札参加を希望する市内業者から選定します。希望内容の変更については、随時受付します。

#### (8) 市内一円管渠浚渫工事(単価契約) について

「浚渫」の建設業許可業者でかつ、当該工事の総合評定値(P点)を有し、市内 一円管渠浚渫工事(単価契約)への入札参加を希望する市内・準市内業者から 選定します。希望内容の変更については、随時受付します。

# (9) 道路反射鏡設置工事(単価契約) について

「土木一式」を第一希望、「とび・土工・コンクリート」(総合評定値(P点)を有すること)を第二希望として登録している市内業者又は「とび・土工・コンクリート」を第一希望(総合評定値(P点)を有すること)として登録している市内業者のうち道路反射鏡設置工事(単価契約)への入札参加を希望する業者から選定します。希望内容の変更については、随時受付します。

#### (10) 道路清掃業務委託について

役務登録大分類(屋外施設保守管理)小分類(土木施設管理)に登録しており、道路清掃業務委託への入札参加を希望する市内業者から選定します。希望内容の変更については、随時受付します。

#### (11) 街路樹管理業務委託について

「造園」を第一希望又は第二希望として登録している市内・準市内業者から、選定(格付有効期間内において、市内業者の第一希望業者とそれ以外の業者では、指名回数に差があります)し、電子入札で実施します。また、同日に複数の案件の入札がある場合、公募型指名競争入札と同様に取抜け方式を採用します。

#### (12) 除草管理業務委託について

「土木一式」を第一希望として登録している市内業者から選定(基本的には格付け C等級業者)し、電子入札で実施します。また、<u>同日に複数の案件の入札</u>がある場合、公募型指名競争入札と同様に取抜け方式を採用します。

## (13) 水道施設室発注の本管工事について

主たる工事が内径300mm以上の場合は、下記のとおり業者選定します。 ただし、橋梁添架工事等については、「管」で等級格付されている業者から選定 します。

配水管布設工事、送水管布設工事は、以下の①又は②の業者から選定します。

- ①「土木一式」と「管」の両方で等級格付け(第一希望及び第二希望業種)されている業者
- ②「土木一式」で等級格付け(第一希望及び第二希望業種)されている業者で、「水道施設工事」の総合評定値(P点)の通知を受けている業者

# 8. 物品供給・役務提供他について

- (1) 大分類の登録に係る注意事項
  - ・大分類登録可能数について、<u>市内・準市内業者は2分類(希望順位は設けない)</u>、 市外業者は1分類とします。
  - ・大分類で登録したものについては、有効期間中の変更はできません。

市内・準市内業者	大分類 2 分類	
市外業者	大分類 1 分類	

# (2) 役務提供他について

施設等の修理については、原則として役務提供他の「営繕・修理」に登録の業者から選定しますので、希望される業者の方は、希望種目を「営繕・修理」にて提出してください。

### (3)業者の選定について

印刷、車両購入、車両修理・点検等の登録業者の多い種目については、登録業者の中から、業者登録の有効期間の2年間においてなるべく発注件数に偏りが無いように選定するよう運用します。

なお、上記の案件項目は、今後の業者登録者数によって増減することがあります。 選定の基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

登録種目の市内業者⇒登録種目の準市内業者⇒登録種目の市外業者

#### (4)入札方式について

- ・現在、契約検査室から発注を行っている物品における入札については、設計金額300万円以上の案件のみ郵便による入札(郵便入札)を行っていますが、 令和8年6月以降は、郵便入札を全案件で導入予定です。
- ・令和10年度を目途に<u>電子入札の導入を検討</u>しています。 詳細につきましては、別途順次お知らせさせていただきます。

#### 【問合せ先】

和泉市役所 総務部契約検査室

電話:0725-99-8111

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

0725-99-8112

(物品供給・役務提供他)